

平成28年度別海町まちづくり懇談会（西春別地区）会議録

日 時 平成28年11月21日（月）午後7時～9時

場 所 西春別ふれあいセンター

参加者 31名（男性29名、女性2名）

町側参加者

曾根町長、佐藤副町長、真籠教育長、竹中総務部長、河嶋福祉部長、佐藤産業振興部長、宮越建設水道部長、中谷教育部長、大槻病院事務長、下地教育委員会次長、山田福祉課長、今野介護支援課長、門脇農政課長、伊藤管理課長、新堀西春別支所長

次 第

1 開 会（総務部長）

2 町長挨拶（町長）

皆さん、お晩でございます。6月20日に就任いたしました曾根でございます。よろしくお願いいたします。

私は、町長選挙に出るに当たりまして、3つの公約をいたしました。

まず1つ目は、「子育て世代の応援」ということで、今、ふるさと創生や地方の活躍など、いろいろな言葉が出てきていますが、実際にその地方をどうやって活性化し、ふるさとをどうやって創っていくかということは、私たち自身に取り組んでいかなければならないと考えています。それには、どういったことをやっていかなければならないのかということについて、例えば移住策ということで、中央から移り住んでもらうために、土地を提供したり建物を提供したり、そういう市町村もあります。

でも、私は、ふるさと創りというのは、まずそこで子どもが生まれて、生まれた子どもがそこで育って、そして都会へ行く、そこで暮らしを立てる、そういったときに初めて、私のふるとは別海だと思ってもらう。そういう地域を創ることが、本当のふるさと創りだと思っています。

そのためにも、やはりこの地域で子どもを産んでもらい、子育てをみんなでする。それが一番のふるさとの根本であり、やらなければならないことだと思っています。

幸いにして別海町は、特殊出生率が1.86人ということで、全道でも非常に高い数字です。これは2人以上にならないと自然減になっていくのですが、今のところ1.86人ということで、大変優秀な成績です。

これは、別海町に産婦人科医、それから小児科医もいるという現状、さらには、一次産業が非常に盛んで、農業・水産業において、子どもの出生が多いというようなことは思います。しっかり子どもを守り、そして2.0人に近づくような、そういう政策をとっていかなければならないと考えています。中身の詳しい施策などについては、後ほど担当の部長からご説明したいと思います。

そして2つ目は、「老後の安心」ということで、今、この別海町が牛乳46万トン、そして水産業にしても150億円を超える生産を挙げている。これもひとえに、高齢者の皆さま方がしっかりとふるさと創りをしてくれた、大変な努力をして産業を守ってくれた、そのおかげだと思っています。

私も後輩は、そういう努力をしてくれた先輩方をしっかりと見守り、そしていろいろなお世話を



していかなければならない、そういう義務があると思っています。今は核家族化の時代で、なかなか遠くの子どもたちが、自分の親の面倒を見ることができない世帯もたくさん出てきています。こういった方々をしっかり守っていくためには、いろいろな介護施設も必要ですし、行政としてそれを補っていかなければならないと思っています。

今、西春別地区におきましては、民間の小規模多機能施設が、ほぼ出来上がるというようなことで、それから農協でも既に行っていますし、いろいろな部門で福祉関係については進んでいると思っています。

ただ、介護の従事者が非常に足りない状況であり、今月にも介護者の講習を予定しておりますが、みんなで見守り、みんなで支え、そしてみんなで楽しく生きる、そのような取り組みをしていきたいと思っています。これも、後ほど担当部長の方からご説明させたいと思います。

そして3つ目は、やはり「経済」。子どもたちを守り、それから老後の安心をきちんと確保するために基本になるのは「経済」です。農業、水産業、そして商工業をしっかり守っていかなければならないと思っています。

今、農業はわりと良い状況ですけれども、今年は天候が悪いということで、二番草については、非常に不本意な収量となっています。来年の春から一番草にかけて飼料が非常に不足してくるのではないか、そのように懸念をしています。

また水産業は、ホタテについては非常に良い値段ですけれども、秋アジは数量でいくと例年比50%、30%という状況で、値段が多少高かったものの例年より非常に少ない状況にあって、資源がどうなっているかということについても不安が出ています。こういったことについても、しっかりと行政と農協・漁協がタッグを組んで対策を打っていかなければならないと思っています。

この3つを、町政の大きな柱として、しっかり一つずつ取り組んでいく。それが、私がこれからまちづくりをする上での指針と思っています。一遍に解決できるものではありませんが、課題を一つひとつクリアしながら、一歩でも二歩でも前へ進む、未来に向かって希望を持てるようなまちづくりをしていく、そのような取り組みを進めているところです。

今、私の行動表もインターネットで公表していますし、新聞にも毎日のように出ておりますが、大変留守にしております。基本的には、町長は机に座っていても仕事ができるわけではなくて、やはり町のセールスマンだと思っています。別海町をしっかり全国に売る、名前を売っていく、そしてここでとった商品売っていく、またここに観光客が来てもらえる、そういうPRをしていくことが大きな仕事の1つだと思っています。

そういった意味で、なかなか役場庁舎には居ない時間帯もありますけれども、戻っているときはできる限り皆さんとお会いして、皆さんの声をしっかりと聞き留めたいと思いますし、もしご意見がある場合には、どうぞ役場の秘書の方にでも、総務課の方にでもお問い合わせいただいて、町長は何時居るのかというようなことで、役場に出向いて話を聞かせていただければと、そのように思っています。

皆さんの話をしっかり受け止めて、そしてできることを一つずつクリアしながら、何とか良いふるさとを創っていき、それを子どもたちに継承していきたいと思っていますので、ご理解をいただき、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、今日、担当部長が出席以下勢揃いしておりますので、意見やご質問していただければと思っています。よろしくお願いします。

3 職員紹介（総合政策課長）

4 日程説明（総合政策課長）

5 子育て世帯を応援する取り組みについて（福祉部長）

子育て支援に関する事業につきましては、平成27年度から5カ年を計画期間とした「別海町子ども子育て支援事業計画」に基づき、施策を展開しています。

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、本町の子どもと、子育て世帯を対象とした施策の方向性や、目標を定めたものです。策定に当たっては、保護者の代表者をはじめとして、日頃から子育てに深く関わる関係者で構成された「子ども子育て会議」の委員の方々のご協力を得て、広く意見を募り策定したところです。

計画では、町立保育園、幼稚園の認定こども園への移行や、地域子ども・子育て支援事業が位置付けられており、具体的な事業を、地域のニーズや実情に応じ、推進していくこととしています。

具体的な平成28年度の主な事業の展開としては、まず、保育園、幼稚園に関して、平成27年度に国において新制度が施行され、この新制度においては、保育園、幼稚園、私立、公立を問わずに、保育園等の利用者負担、保育園や幼稚園の利用料については、所得による応能負担とされ、所得区分による国の基準額が示されました。

この基準額を基に、町が保育料等の設定を行うのですが、本町では、国の50%、半額を負担額として設定し、独自に保護者の負担軽減を図ったところです。

さらに、28年度からは、国の所得制限を設けた多子世帯やひとり親世帯への軽減措置から、さらに踏み込み、町独自の施策として所得に関係なく全ての世帯に対して、2人目を半額、3人目を無料という多子軽減制度を実施しています。

次に、子ども医療費についてですが、子どもの健康を増進するとともに、子育て世代の負担を軽減し、安心して子どもを産み、子育てができる環境の充実を図るため、本年10月から、乳幼児医療費助成の対象年齢の拡大及び所得制限を撤廃しまして、中学生までの医療費無料化を実施したところです。

いずれの助成につきましても、所得制限を撤廃したのは、所得制限により対象外となる世帯は、2世代で営む農漁業従事者が多く占められていることから、本町の基幹産業を担っている子育て世帯を支援し、担い手を増やす観点からも、所得制限を撤廃したものです。

保育園関係については、本年4月から、町立の別海、上西春別の保育園2園および野付、中西別、上西春別の幼稚園3園が、就学前の子どもに幼児教育、保育を一体として捉えて一貫して提供するとともに、地域の子育て支援を行う施設となる認定こども園に移行しています。ここでは、一時預かり事業のほか、子どもの在園に関わらず、保護者の子育て相談や親子交流などの子育て支援事業を実施しているところです。

この他、子育て支援事業としては、地域の身近な場所において、乳幼児がいる家庭のお母さん方が、親子で気軽に交流できる場を提供し、育児相談、情報提供などを行う「子育て支援センターはみんぐ」の子育て支援拠点事業、それから妊婦健康診査事業、生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭に訪問指導などを行う乳児家庭全戸訪問事業など、8つの支援事業を展開しています。

この事業の1つである、登録会員による育児支援の相互援助活動事業のファミリー・サポート・センターへの登録人数ですが、支援、利用者含めて、ただ今50名以上となり、今後の各地域への拡充を期待しているところです。

放課後児童クラブについては、中央児童館、西児童館での実施に加え、中春別放課後児童クラブは



地域により運営され、地域が積極的に子育て支援に参画していただいています。このような地域の動きに対しては、町として積極的に支援しているところです。

今後も、地域の実情に合わせた子育て支援の展開に取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

6 老後の安心を提供する取り組みについて（福祉部長）

高齢者福祉に関する事業については、平成27年度から3カ年を計画期間とした「別海町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」に基づき、展開しているところです。

計画では、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で安心していきいきと生活を送ることができるよう、介護サービスの充実と介護予防の普及による生活機能の維持改善を図るとともに、地域住民や関係機関と連携し、高齢者を地域全体で支える環境づくりの取り組みを目指すほか、介護保険制度改革に伴う、要介護軽度者の入所可能な施設の不足に対応するための認知症対応型グループホームについては、計画に基づき事業者の公募を行い、サービス基盤の整備を進めたところです。先ほど、町長の方から申し上げました西春別駅前地区のグループホームは、来月から稼働できるような形となっています。

また、民間を含めた介護施設における職員不足の問題は、今後の町の介護サービスにも大きく影響することから、介護職員の育成と確保のため「介護職員養成研修」の開催や、受講者に対する受講料の助成をするほか、介護事業所が独自に行う人材確保の取り組みについても、助成を行っているところです。

その他、継続して在宅の高齢者の方々が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう「介護予防及び生活支援事業」、「緊急通報システム運営事業」などを行うとともに、一人暮らしが困難な高齢者に対しましては、居住機能及び交流機能を総合的に提供する「ケアハウス」及び「高齢者生活ハウス」、こちらの方は、農協さんでやっていただいている生活ハウスとなります。これらを実施しているところです。

また、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターでは、総合相談事業をはじめ介護予防ケアマネジメント事業などにより、地域において自立した生活が継続できるよう、個々にあわせた支援を行っています。

平成27年度になりますが、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方の権利擁護事業として、「市民後見人養成研修」を実施し、27名の市民後見人を養成したところです。今年度においては、フォローアップ研修を行い、そして実施機関の立ち上げなどを行うところです。

この他、今後ますます加速する高齢者社会に対応するため、介護を必要とされる方々が、住み慣れた地域で安心して生活することを目的とし、社会福祉法人に対して介護施設建設借入償還金に係る補助や、新特別養護老人ホームユニット型施設の移行に伴う利用者の負担軽減を目的として、社会福祉法人軽減の公費負担のほか、町独自の制度を設けて、居住費が増額となる利用者に対しては、利用料負担軽減事業を行っています。

今後は、介護保険制度の改正に伴うサービスの展開など、高齢者を地域全体で支え、安心した老後の環境づくりに、さらに取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

7 経済の成長を図る取り組みについて（産業振興部長）

農政課関係と、商工観光課関係について説明させていただきます。

まず、農政課関係ですが、主な施策としては、本町の豊富な土地資源を最大限活用し、良質で低コ

ストの自給飼料に立脚した草地型酪農を推進するため、草地整備や草地更新など計画的な草地改良が行えるよう、公社営事業等をはじめとした基盤整備事業を推進していきます。

最重要課題の1つである担い手確保については、町、ＪＡおよび関係機関で構成する「別海地域担い手育成総合支援協議会」を中心として、農業人フェアなどでの研修生募集活動を行っており、本年度から、道外都市圏域の大学、専門学校及び高校へ訪問しての本町酪農のＰＲ活動、情報誌及びソーシャルネットワークサービスを利用したメディア広報活動を展開しています。

また、本町で行う酪農体験、実習に対して旅費助成を行い、将来の就農確保に結びつくよう、新たな担い手の掘り起こしを行っています。本年度は、１０月までに４組１３名が、研修牧場を含め町内各酪農家等で研修を行っているところです。

次に、新規就農者につきましては、国の事業で年間１５０万円を給付する「青年就農給付金事業」、町独自で３００万円を助成する「新規就農者対策事業」に加え、昨年度から新たに１００万円を上限とし、新規就農者のリース料等を助成する「新規就農者リース料支援事業」、および２５万円を上限に、新規就農者の固定資産税相当額を助成する「新規就農者負担軽減事業」により、新規就農者の負担軽減および定着に努めているところです。

続きまして、商工観光課関係についてですが、中小企業支援対策として、平成２１年に制定した別海町中小企業振興基本条例に基づき、経営基盤安定のための利子補給・保証料補助事業や新規開業者、経営拡大に対する支援、町内企業の受注機会の確保対策として、断熱工事や省エネ機器の設置に対する補助を行っています。

また、将来の地域経済の担い手となる別海高校生の大学視察や就職支援のための中小企業者との懇談会、中小企業大学校などへの研修費の助成を行っています。

事業の内容としましては、中小企業融資として、別海町中小企業融資条例に基づき、１事業者につき運転資金として

１，０００万円、設備資金として３，０００万円を上限に貸し付けを実施しており、貸付利息の２％を利子補給し、保証料につきましては８０％を補助しているところです。



また、新規開業者に対しては、開業資金に対して自己資金の２分の１以内で上限１００万円、空き店舗利用や新分野進出に対しては、自己資金の２分の１以内で上限５０万円の補助を行っています。

また、町内事業者の受注機会の拡大を目的として、新築または増改築工事のうち、省エネ基準に適合した断熱工事に対して、新築工事では対象工事費の２０％以内で７５万円を上限とし、増改築工事につきましては対象工事費の４０％以内で５０万円を上限に補助を行っています。

なお、平成２８年度から断熱工事に併せて行う高効率給湯器、高断熱浴槽、節水型トイレ、ＬＥＤなどを補助対象に追加したところです。

今後におきましても、町長の諮問機関である別海町中小企業振興審議会からの意見を踏まえた中で、中小企業振興に取り組んでいきます。

次に、観光振興事業については、本町の特産品を都市部でＰＲするための物産展への積極的な参加に対する補助や、ファームインなどに対応するため食品衛生責任者講習会参加費の助成を行うなど、「食観光」の充実を図っています。

また、ラムサール条約登録湿地である野付半島、風連湖におけるバードウォッチングを観光資源としてアピールするイベントにも参加し、体験型観光の充実も図っています。

今後も、多様化する観光客ニーズの把握と恵まれた地域資源の活用により、交流人口の増加を目指して、より一層本町のＰＲに努めていきます。

以上です。

8 懇談（上記5～7に関すること及び自由意見）

○畜産環境条例についてですが、頭数制限については、どのような考えで設定したのか。また、なぜふん尿に対して硝酸態窒素で制限しているのか、お聞きしたいと思います。

（産業振興部長）

頭数の制限についてですが、平成24年当時、条例を制定するに当たりまして、農協、漁協、町で協議し、素案を作っております。それを踏まえて、検討委員会を組織しまして、それには各農協、漁協の組合長、常勤の専務、参事等が入った中で条例の中身の検討をし、条例制定に至っております。当時、ふん尿の流出事故等が続きまして、農家さんが増頭する中で、受け皿の規模はどうかという意見は出されております。それに対する1つの目安として、飼育頭数の部分のある程度示す必要があるのではないかということから、2.13頭/haという話が出たという経過になります。ただ、何が何でも頭数を設定しなさい、という状況では無かったと記憶しています。

（農政課長）

2.13頭/haと決めたことに関しては、窒素の環境容量の平均値ということで対応しておりますが、地下浸透水の水質基準を硝酸性窒素濃度で捉えまして、それに基づく適正な乳牛の飼料密度で考えたものでございます。汚染源として環境基準が定められているのが、硝酸性窒素でございまして、論理的背景として決定したところでございます。

○もう1つ、ふん尿を撒いたときに、硝酸態窒素に変わるまでどのくらいかかるのか、調べているのでしょうか。

（農政課長）

ふん尿の数値については、農業試験場などの研究機関で出された文献に基づいております。

○別海町は、その基準でいくと汚染されているのでしょうか。

（農政課長）

汚染されているかどうかということについては、この調査は十勝や網走など井戸が多いところでの調査でございまして、別海町については井戸はそんなにありませんので、調査できておりませんが、汚れているのではなく汚れないようにするために、このような基準が必要ではないかということで決めさせていただいたところでございます。

○頭数を制限するということは、小さい農家が今後規模を大きくするのに、すごく障害になるのではないのでしょうか。先に土地を取得して支払いながら牛を増やすことは難しいと。先に牛を増やして土地を増やしていかないと負担が大きくなると思います。

（副町長）

議会で条例が可決したのは、もう3年も前です。その前にいろいろな経過があって2.13/haとい

う基準になったのですが、その根拠が乏しいというお話は何回か聞いています。ただ、何回もそういう溜から溢れるとか、そういう事故が続いたものですから、受け皿としている溜が不足しているのであれば、あまりにも頭数がオーバーしているのではないかということは、意見として出ていました。それでそのときに、頭数制限をすとかしないとか、いろいろな意見は出ましたけれども、研究機関や大学の先生の意見をいただき、その数値としたわけです。条例で基準を超えたら罰則をとということを、直接的に言っているわけではなく、こういう数値を基準にして皆さんで取り組んでいきたいと思います。もし、これを超えるようなことがあれば、広域的にふん尿を処理するとか、処理方法について一緒に相談しましょうということを規則で定めているところです。

（総合政策課長）

大変申し訳ありませんが、他の意見も聞きたいと思いますので、テーマにありました「子育て世帯を応援すること」、あるいは「老後の安心を提供すること」、これらに対して、皆さんからご意見があれば、頂戴したいと思います。

○先ほど、福祉部長が言っていた市民後見人制度のことですが、どのような基準で選んでいるのでしょうか。

（福祉部長）

市民後見人に関しましては、平成27年度に広く周知をしまして、研修会を開催し、一定期間の研修を受けていただい方が、市民後見人として認定されているところでございます。

○研修の中身はどういうものなのでしょうか。

（福祉部長）

現在は、市民後見人という制度を研修していただいて、いろいろなことを勉強していただいている段階でございます。これから、町の計画におきましては、成年後見人制度の実施機関等の立ち上げを予定しておりますが、最終的には、きちんと法人の登録であったり、家庭裁判所の許可を得たりして、後見人の制度が始まるということでございます。27名の方に関しましては、研修を受けて下さる方ということで募集をしまして、いろいろ介護のことや法律のことなど、弁護士の先生とかそのような方に講師になっていただいて、研修を行った方でございます。

（副町長）

先ほど、福祉部長が話したのは、認知症のある方や障がいのある方、精神的な障がいを含めて、自分の判断がきちんとできず、財産のことなどいろいろな権利をきちんと主張することができないという方がいらっしゃる中で、その方の代わりに弁護士やいろいろな資格を持った方が、市民後見人をやっていただく制度があり、なかなかそれが不足しているので、これからは市民後見人を多くつくっていく必要があるということで、27名の方が、今、研修を終えられたということを報告させていただきました。ご理解いただきたいと思います。

（福祉部長）

来年度以降も、積極的に研修などを広く機会を設けていきたいと思いますので、そのときは、広報やチラシなどいろいろな形で公募させていただきたいと思います。どんどん、皆さまご参加の方よろしく

お願いします。

○経済の成長を図るということで、平成28年度から平成37年度までの「農業・農村振興計画」というのを作成していると思いますが、その中で、例えば別海町の乳量の生産高や牛の頭数といった計画値があるのであれば、それが5%なのか横ばいなのかで、経済の発展が判断できると思いますので、是非教えていただきたいと思います。

（農政課長）

10年後の目標数値の件でございますが、個々の数値を目標としてはあげてございません。「酪農・肉用牛生産近代化計画」の中ではございます。

○その計画の数字が分かれば教えていただきたいです。

（副町長）

「酪農・肉用牛生産近代化計画」の資料は、申し訳ないですが今日持ってきておりませんので、数字はお知らせできません。申し訳ございません。

○道営草地整備事業の関係ですが、防衛省で土地改良の整備をしていただいてありがたいと思っていますが、もう少し持つような方法でできないものなのでしょうか。

（副町長）

防衛省の事業という話でしたが、町の方では、道営草地整備事業それから公社営の担い手事業ということで、補助メニューは違いますけれども、そういうものを中心に活用して行っています。防衛省が行っているものは、町が事業主体だとか道が事業主体になって行っているものではないのですが、ご意見として、今後、道や事業主体と相談しながら検討していきたいと思います。

（総合政策課長）

それでは、これより町政全般に対しまして、皆さんからご意見を頂戴したいと思います。

○この2日間くらいで、西春別小学校、中学校が、アスベストの関係でボイラー室が使えないということで、函館の方では、今、給食センターも活動できないという話も聞いております。これから、この地域というのは寒くなりますので、どういう状況なのか、これからどのような状況で手直ししていくのか、聞かせていただきたいと思います。

（教育部長）

まずは、このたびボイラーを停止することにつきましては、お子さんや保護者にも大変ご心配をかけていることを、お詫び申し上げたいと思います。現在、行っている停止につきましては、アスベストが飛散する可能性があるということで、停止している学校がございます。町内で5校ございます。これからの扱いになりますけれども、その飛散する可能性がある物質がアスベストかどうかをまず判定しまして、アスベストでなければ運転できるというようなことになります。アスベストであれば、改修等の工事が必要だということになります。そして、その検査には1カ月程度かかるといわれておりまして、その間につきましては、現在配置しておりますストーブで対応していただくという状況になっております。

○そのアスベストについては、何年か前にも一時全道的、全国的にも騒がれて、一斉に点検はしていると思っていますが、なぜ今の時点でそういう疑いが出てきたのかなと。もし1カ月程度かかるとなると、大体2学期が終わるころになりますよね。そうすると、もしアスベストだと判断された場合、冬休み中に完了できるのか。これは大変だと思いますが、その辺も町として一生懸命頑張っていっていただかないと、この辺は寒い地域ですので、是非子どもたちに風邪を引かせない対策は、町としても反射ストーブなりいろいろ対策を練っていただいて、我々親もそういう対策をしながら、学校に登校させてやりたいなと思っていますが、1日でも早くそういう問題を解決していただかないとならない問題ではないかなと思います。これは、全国的に騒がれている問題なので、どうかよろしくお願いします。

（町長）

今のお話でしたが、19日に新聞で北見の方で煙突の断熱材から、そういうものが出る可能性があったとのことで使用を中止したという報道を受けて、前のときには、煙突の断熱材は使っているけれども、剥落、剥離などしなければ、問題ないということでしたが、再度、建築の方で学校施設、町内施設全部調べました。それでどうするかという話が出たときに、私は、まず断熱材にアスベストが含まれている材料を使っているかどうか、それから、もし使っている場所についてその亀裂などによって、アスベストが空気中に飛散している可能性があるかどうかという、この2つを調べるように、そして、とりあえず破損しているかどうかをすぐ調べるようにということを指示しました。今、5か所くらいあるということで、これらについてはまだ飛散しているかどうかは分かりません。けれども、もしもということがあるので、万が一ということを考えて、今ボイラーを使用停止にしています。アスベストはたぶん出ないだろうという予測ではありますが、やはり子どもの安全を考えて、万が一のことを考えて、とりあえず全部中止をして、暖房器具をお願いしているところです。今中止している場所については、暖房器具を供給できる体制になったと思います。後は、早急にその材料が含まれているかどうかと、空気中に飛散しているかどうかについて、大至急調べるという体制を指示しています。ただ、今、全道あちこちで出ているものですから、今日言って明日ということにはいかなくて、今のところ24、25日くらいに何とかかなりそうだとということです。それまではご不便をおかけしますが、まずは子どもの安全ということを考えて、ご理解いただきたいと思っています。それで、万が一その検査で出た場合には、予備費を使うなどして、議会の皆様のご理解をいただいて、すぐに対応をとる、または封鎖してボイラーを使わず別の暖房で対応する、そういう体制をとっていきたいと思いますので、今は万が一のことを考えて、最悪の事態を想定して対応しているということで、ご理解をお願いしたいと思います。



○調べていると言いますが、設計した段階で分からなかったのでしょうか。

（建設水道部長）

平成25年に改正になるまでは、規制はございませんでした。なおかつ、アスベストを使った材料は、平成5年に製造を中止しておりました。ただ、市場に出たものはございまして、それを使っては駄目だという規定には、まだ当時なっていなかったもので、それを使ったものが実はまだあるのではないかと思います。

○仕様書を見れば分かるのではないですか。

(町長)

何々に準ずる製品というような仕様書の中身であって、この製品を使いなさいという中身にはなっておりません。それで、当時何を煙突の断熱材で使ったかという資料は、廃棄されております。資料は、何年保存というのが定めておりまして、その範囲内ではしっかり持っているのですが、もう10年以上、20年、30年前の話ですから、全部の仕様の資料を持っているということにはなりません。ただ、今回のことを受けて、私は建築の課長に、今後使った材料については全部残しなさいと言いました。やはり、後から含有がどうか調べる手間を考えたら、しっかりと使った材料を今の段階で残しておくということが必要なので、そういう指示は出しましたけれども、以前の段階では、そういうものはなくて、何を使ったかということも分からない状況なので、今、含有を調べているということでございますので、理解してください。

○西春別の場合は、防衛で平成5年と平成元年かな、小学校ができたのは。ですから、耐用年数は当然まだ残っているのではないかと思いますし、設計の方も無いわけないと思うのですが。

(町長)

設計書はあるのですが、設計書の中では、煙突の断熱材の材料はこれを使いなさいという設計にはなっておりません。この程度のものを使いなさい、この程度以上のものを使いなさいという形になっていて、使う材料については指定していません。ですから、何を使ったかというのは、その検査のときには分かっていたと思いますが、検査のデータというのは10年たったらほとんど廃棄してしまうので、そう状況になっております。

○その設計は残っているといいますが、その下地というのは、おそらく設計の中身、材料。農家の民生安定事業であれば、最低でも7年間は保存しなさいという条件が付きます。日報も。ですから、建築の方も、設計は持っているけれども、資材の関係のものは無いということは無いと思うのですが。その辺は町長が大至急やると言っていますから、期待はしますので、是非やっていただきたいと思います。

(総合政策課長)

それでは、他の方でご意見がありましたら。

○2点ほど確認であります。除雪あるいは排雪の関係であります。別海の場合はパトロールで判断して地区ごとにやっていると思いますが、地区でいうと西部はかなり積雪が多いです。この間も担当の方にもお願いしましたが、除排雪については特段の配慮をしていただきたい。町民は、その辺が一番ありがたみを感じますので、配慮いただきたいなと思います。それからもう1点、市街地の舗装の関係であります。これも7月ごろにお願いしておりますが、単年度ではできないものもあると承知をしておりますが、これについては次年度で建設部長の方で、是非ひとつ配慮いただきたいと思います。あと、わずかではありますが、町道ではない部分がありますが、それらについても配慮を是非いただきたいと思っております。それからもう1点、私ども地域の環境整備ということで、街路灯から端を発して、交差点あるいは交通標識もそうなのですが、枝払い等をやらせてもらっています。毎年、11月ごろの枯葉が落ちたころやっております。そこで、小、中学校の水路があるのですが、それぞれフェンスが1メートルくらい、深さは2メートルくらいあります。このごろ、この雨で水路を見ますと、多いときには1メ

一トールくらい水が溜まっていて、音を立てて流れている状態です。従って、環境整備、衛生面も含めて良い対策ができないものかと。単純に考えているのは、今、暗渠になっていますが、明渠に。これは、国の事業でやっていると思いますし、なかなか難しい問題であるとは思いますが、検討いただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

（建設水道部長）

先般、要請に来ていただいたときに回答しているところですが、除雪につきましては、場合によっては、天候を加味しながら対応させていただくということで回答させていただいているところです。そして、道路の方の状況ですけれども、計画はすべて出来上がりましたので、何年度までというところまでは決まっていますが、順番は決まりましたので、順次対応できると思っております。

（管理課長）

排水路の環境整備の話になりますけれども、この状況につきましては、中学校の外構工事の整備が終わった段階で、我々も現地の方で確認させてもらっています。来年度の予算の中で、順次、除草など、あとは防護柵が付いていますけれども、その補充等を考えております。

（総合政策課長）

よろしいでしょうか。それでは、他の方でご質問がある方。

○畜産担い手再編整備事業の中身について、聞かせていただきたいと思います。この草地整備の中で、今年は非常に雨が降って、私の所の畑が今まで水が溜まったことがないような所が溜まっているんです。これは、来年引かないと思います。私は、自分で暗渠をやって100メートルほど掘ったのですが、流れ方がものすごいです。これをやっていかないと、おそらく畑に入れない所が出てくると思います。草地整備をやる中で、それを含んでいかないと、今後大変なことになるのではないかと。私の友人の所の畑も、今まで溜まったことがない所が、ずっと水が溜まって牛がはまりそうとか、そういう状況になっていますので、それをきちんと踏まえてやっていただきたいという希望です。

（農政課長）

畜産再編整備事業の関係ですが、この事業につきましては、公社営の事業ということで草地整備と畜舎等の整備ができる事業です。

○その事業で整備している人はいますか。

（農政課長）

酪農の基盤整備事業に関しましては、根室管内におきましては漁協等との協議が必要になってきてまして、暗渠をする場合には、この辺の協議が必要になってきます。今まで事業において、なかなか暗渠はできないということになっていまして、個人でやっている方はいらっしゃると思いますが、国とか道の補助費を使って暗渠整備をいうことは、なかなか現状では難しいのかなと理解しているところです。

○現状と合わせるには、どのようにしたらいいのでしょうか。

（副町長）

先ほども少しお話ししましたが、道営草地整備改良事業と畜産担い手総合整備事業、町が今補助事業として地区設定をしてやっているのは、大きいのはこの2つになります。昔は、その暗渠というのも随分できたのですが、湿地が多かったとかそういう時代もあって、草地造成をするときに暗渠をやって、草地整備も一緒にできるというようなこともありました。今は、草地整備ということで、新たに造成するということがない限りは、暗渠というのは、そのメニューに入っていないんです。今言われたような実情があって、仮にこれから設計をするとか、事業費を出していくというようなところであれば、今回のような実態を理解していただいて、その補助の中で認めてもらうような方法も検討していきたいと思います。ただ、それも事業メニューの中で本当にできるかどうかということと、1つの地区にはどうしても事業費が決まっているものですから、そういう事業をやることによって、地区の事業費が膨らんだり、あるいは他の人の草地整備ができないというような調整があるとは思いますが、是非できるような方法を検討していきたいと思います。

（総合政策課長）

それでは、他の方でご意見がございましたら。いかがでしょうか。

○提案なのですが、これも環境条例に関係することですが、果たして、河畔整備で川の淵まで木を植えるということが正しいことなのかどうかということを、是非専門家に意見を聞いた方が良いのではということです。というのは、今でも西別川ですが、川の中に木が倒れていて汚れています。それは、決して酪農畜産のいわゆる廃棄物とは全く関係ない中で起こっていることだと思います。なぜかという、その支流を随分覗いたことがあるのですが、そこは非常に綺麗です。水のエネルギーがそんなに発生しない所は、完全に綺麗なんです。そのように考えると、川の淵まで植林するというのが、河川に対して悪影響を与えているのではないかと。牧草というのは、水の浄化作用があると認められています。道のいろいろな資料の中にあるわけですから。特に大きな川は、床丹川とかそういう所は、若干岸から離れた所に植林して、あるいはそこに牧草などをやっておいた方が、どっちみち土砂は出るんでしょうけれども、汚れるまでの時間はちょっと変わるのではないかと思います。それからもう1つは、これだけ土地の環境問題が言われているのですから、是非土壌分析をやってみると。農家の人に義務付けるように条例でできるのか、あるいは農協と協力しながらできるのか、春と秋に土壌分析をして硝酸態窒素がどのくらい含有しているのか、不足しているのか、それで調べた以上は、窒素やリン酸などが、不足しているのが何で、過剰なのが何というのが分かれば、整備するにしても、いらない所まで撒いているのかも分かりませんし、そういうことが別海町全体で分かるようなことは是非やっていただいて、基幹産業の酪農が発展して行って、十勝などに見劣りしないように、そのようなことを町として取り組んでいただきたいというのが、私の願いです。



○道の農政部が出している資料の中で、草地の水質浄化作用というのがあって、おそらく持っているとは思いますが、ここには、湿地や河畔林などの林帯には水質浄化機能があることは良く知られているが、草地にもこのような機能があると書いてあります。それから、草地は地下水中の硝酸性窒素が低く保たれている地目ですと。つまり、草が硝酸態窒素を吸収して浄化していると結論付けています。そういったことも含めて、きちんとやっていただければと思っています。

（町長）

河畔林の効果が本当にあるのかどうかということですが、私、実は建設部の計画を担当していた時代に、西別川の沿線をずっと細かく歩きました。それで、当時は河川が蛇行していて、蛇行による洗掘で土が削られて、それで上に生えていた木などが川に倒れ込んで、それが川に流れたり、または引っかけたりというのをたくさん見ていまして、西春別市街から中西別くらいにかけて、消波ブロックを入れた所がかなりあります。そうやって川の蛇行によって洗掘されて、土粒子が水の中に流れ込んできているという箇所が、西別川の場合は相当ありましたし、今もあると思います。それで、もう1つの河畔林の効果というのは、雨水が草地内の表面を流れて河川に流れ着く際に1カ所に集中していくと、そこがどんどん洗掘されて、畑の崩壊などにつながっていると、そういったものを何回も見まして、そういったものを防ぐためには、やはり河畔林は効果があると思っています。その浄化するかしらないかというのは、もちろん草地も浄化作用を持っていますし、河畔林も持っているということで、プラス農地と河川との限界の崩壊を防ぐという意味では、河畔林も効果的ではあると思っています。

○河畔林整備が駄目だと言っているわけではないです。例えば、川の淵から何メートルかおいて河畔林をやった方が、川が溢れたときに最低でも木が流れるようなことにならないように、専門家の意見を聞いてやった方が。だから、そこにはきちんと牧草や湿地などを置いて、そこから3メートルが正しいのか5メートルが正しいのか分かりませんが、実際に木を植えるときにそういう専門家と是非検討しながら、トータルで川が汚れないためにはどうしたら良いか検討してほしいです。やはり、淵まで植えた方が良いという専門家の意見であれば、当然そうした方が良いと思います。

(町長)

分かりました。できれば、そういう地域は川の流れて削られないように、ブロックを入れるとかして、まず削られないようにするのが大事だと思いますけれども、今おっしゃられたことも、これから河畔整備をするに当たっては、参考にしていきたいと思っています。それから土壌分析の話ですが、おっしゃるとおりで、しっかりとした整備計画を立てるためにも、効率的な必要とすべき肥料成分を探るためにも、土壌分析というのは非常に重要なことだと思いますので、いろいろな形で農協や普及センターを通じてしっかり土壌分析をやっていくと。それによって窒素分がどれだけ出ているかということのチェックにもなると思いますので、そういう体制を組んでいくように、こちらからも要請していきたいと思っています。それで、先ほどおっしゃっていた農政部の話もきちんと調べて、しっかり議論させたいと思います。総括になりますけれども、先ほどおっしゃっていた窒素の話ですが、私が行政で担当している時代ではない時代で決まってしまったので、経緯を今いろいろ調べさせているところです。それで、副町長も答弁しましたが、まだどういう理由で2.13頭/haとしたのかという部分がはっきり見えていない部分がありますので、引き続き担当にいろいろ調べさせるようにはしています。それと、相当な根拠がないと名前を公表するとかそういう罰則までを適用させるというのは、よほどのことがない限りあるべきことではないと思っています。環境はきちんと守っていかなければならない、ふん尿処理施設などもきちんと作っていかなければならない、これはしっかりやっていかなければならないと思います。

○もう1つ要望があるのですが、この間流れた農家があると思うのですが、その原因をきちんと調べていただきたいです。どういうことかという、あのときは11月末か12月頭に雨が降りました。私の所も撒こうか撒かないか迷いました。ところが、春先あのときは遅れて、今まで5月頭くらいだったのですが、10日くらいになったんです。ですから、それは今後頭数を増やしていく上で必ずあり得ると思います。そういう危険を逃れるために、少なくとも緊急時に使うそういうタンクを造っておいて、ど

のように処理するかきちんと決めておけば、防ぐことができたと思います。ですので、それを先にやるべきだと思います。やはり酪農を基幹産業というのであれば、そういうものをきちんと造るべきだと私は思っています。

（町長）

ご意見は、しっかり受け止めたいと思います。どれだけの数に対応していかなければならないかという問題はありますが、たしかに個人で処理しきれないような、異常な気象状況も起こり得ると思いますので、そういうことに対応できるような体制をとっていかなければならないというのは、確かにご指摘のとおりです。しっかり、ご意見を受け止めたいと思います。

○中西別の交差点から演習場まで行く道路を改修するという話でしたが、いつになるのでしょうか。

（管理課長）

来年の3月からの入札から工事が始まります。まず1年目は、来年の3月から来年の10月程度までの工期で、第1段の工事が終わります。設計などは全部終わりました、土地の買収などを行っている状況です。

○水道の関係でしたが、農家の検針を3カ月ごとに行って料金を請求していると思いますが、1カ月ごとに分けて請求という形にすることはできないのでしょうか。

（建設水道部長）

3カ月に1回という話でしたが、その方が都合が良いというご意見もあり実施してきた経緯もございます。いろいろなご意見もあるとは思いますが、今回いただいた意見を担当に伝えて、前向きに検討していきたいと思います。

（総合政策課長）

大変申し訳ありません、予定していた時間が過ぎましたので、最後に町長から閉会に当たっての挨拶をお願いしたいと思います。

（町長）

大変熱いご質問ありがとうございました。まだ言い足りない方もたくさんおられると思いますので、私の方に直接来ていただいてもよろしいですし、いろいろな場所でご意見をお受けしたいと思っております。

今回の時間では、なかなか納得がいかない部分もあるかと思いますが、ご意見をしっかり受け止めて、少しずつでも良い方向に向かっていきたいと思っておりますので、これからもご指導をよろしく申し上げまして、今日の懇談会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

